



MITO MAIL NEWS

申11号「中編成ワンマン運転の実施」施策に向けた 団体交渉（12月4日開催）
人間労働を否定する臨時行路の即時見直しを求める緊急申し入れ 第3回交渉

労基法 34 条違反が発生した背後要因には休憩もとれない臨時行路の設定にもある！ しかし、運輸部は行路上は問題ないとの回答!!

～ 組合主張 ～

- ◆ 運輸部として、この時分で休憩が取れて十分な教育できるという認識か。
- ◆ 休憩がとれない行路に対する問題を認識していない。
- ◆ 運輸部は現場からの悲痛な叫びに答えられなかった。現場が悩んだ行路。臨時行路自体も背後要因として認めるのか。
- ◆ 人間労働として相応しい行路か。
- ◆ 現場からの声で調整してきたなら課題として認識していることで良いか。

～ 会社主張 ～

- ◆ 休憩のとれる所と時間の目安は、試 9722 M出区前20分、小山駅で20分、便乗80M 水戸着後20分の計60分と想定している。
- ◆ はい。
- ◆ 行路については乗務割交番作成規程に基づき作成している。**34 条に抵触したことは真摯に受け止め、再発防止に努めていく。**
- ◆ **様々あるが 34 条の未付与だけ考えれば問題ない。**
- ◆ 規程に則り作成した行路なので問題ない。ノーペイで食べていただく。
- ◆ 食事がとれないことだけを調整してきた訳ではない。出退勤時間等も含め調整してきた。

指導員が休憩とれず34条件違反が発生した背後要因は行路にもあると指摘しましたが、会社は行路は問題ない。**34条の休憩と行路は関係無いとの矛盾した回答に終始！！**

また、食事がとれないとの現場の声は聞いている。調整はしてきたと言っているにも関わらず、今回の行路作成は課題だと認識していることで良いかとの問いに対しては**明確に回答せず**。次回の交渉に向けて課題だったのか否か明確な回答をすることを求め継続議論。

「34条違反」を引き起こすきっかけになっている行路が本当に問題がないのか？背後要因をつかみ出し、現場の声に基づいた行路作成をしようとする姿勢に問題があるのではないか！